

特別区長会の有志の区長が連名で、国土交通省に 「住宅宿泊事業の適正化に関する要望書」を提出

本日6月18日、高際みゆき豊島区長は、新宿区長(吉住健一)、墨田区長(山本亨)、北区長(山田加奈子)、葛飾区長(青木克徳)及び江戸川区長(斉藤猛)とともに国土交通省を訪れ、「住宅宿泊事業の適正化に関する要望書」を国土交通大臣 金子恭之氏に手交しました。

本要望書は、特別区長会において賛同した 21 区の区長が連名で作成し、そのうちの 6 区が代表して提出したものです。これまでも、自由民主党本部のほか、厚生労働省及び観光庁に対し、本要望書を提出しています。



左から、山田美樹衆議院議員、斉藤猛江戸川区長、山本亨墨田区長、吉住健一新宿区長、金子恭之国土交通大臣、青木克徳葛飾区長、高際みゆき豊島区長、山田加奈子北区長

特別区における住宅宿泊事業の届出住宅数は、近年のインバウンドの増加に伴い、全国の 4 割以上を占めるまでに増加しています。一方で、特別区では、宿泊者による騒音やごみの不適正排出など、周辺住民の生活環境への悪影響が顕在化しているほか、事業者と連絡がつかず必要な指導が行えない事例や、無届営業も後を絶たない状況にあります。

こうした状況を踏まえ、住民生活との調和を図るためには、地域の実情に応じた規制の充実と実効性のある対策が不可欠であることから、特別区長会において賛同した区長は、法改正を含む住宅宿泊事業制度の適正化を早急に行うよう強く要望しました。

本要望書の提出にあたり、高際みゆき豊島区長は「本区では、昨年12月に適正な民泊運営と区民の皆さまが安心して暮らせる住環境を確保するため『豊島区住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例』を改正しました。現在、不適正な運営をしている事業者に対して、指導や不利益処分を実施していますが、依然として苦情件数が増加している状況にあります。住宅宿泊管理業者についても登録要件の厳格化や管理業務の再委託を禁止し、適正な管理が行われるよう指導監督を徹底するよう要望しました。また、地域の実情に応じた規制や実効性のある対策が可能となるよう法改正を含む制度の見直しが必要であると考えます」と話します。

■特別区長会有志区長による国土交通省への要望書提出 概要

- ・日 時:令和 8 年 6 月 18 日(木) 14 時40分~55 分
- ・場 所:国土交通省 金子恭之大臣室(東京都千代田区霞が関2-1-3 中央合同庁舎3号館)
- ・出席者:国土交通大臣 金子恭之
豊島区長 高際みゆき、新宿区長 吉住健一、墨田区長 山本亨、北区長 山田加奈子、
葛飾区長 青木克徳、江戸川区長 斉藤猛
- ・要望書:「住宅宿泊事業の適正化に関する要望」(別紙のとおり)

※6 区の報道担当より同様の発信をしておりますので、重複する場合はご了承ください。

国土交通大臣

金子 恭之 様

住宅宿泊事業の適正化に関する要望

「住宅宿泊事業法（以下、「法」という。）」は、住宅宿泊事業を営む者の業務の適正な運営を確保しつつ、宿泊需要に的確に対応し、国民生活の安定向上及び国民経済の発展に寄与することを目的として制定され、平成 30 年 6 月に施行されました。

近年のインバウンドの増加等に伴い、特別区では届出住宅数が急増しており、令和 8 年 3 月 13 日現在 16,243 件と、全国（39,575 件）の 4 割以上を占めています。

特別区では、宿泊者による騒音、隣家への誤訪問、ごみの不適正排出など、周辺住民の生活環境への悪影響が顕在化しているほか、事業者による住宅宿泊事業への転用を目的とした物件の買占めにより、居住者が退去を余儀なくされる事案も生じています。さらに、事業者と連絡がつかず必要な指導が行えない事例や、届出事項に変更があっても必要な手続が行われない事例のほか、無届による営業も後を絶たない状況にあります。

今後、住民生活との調和と宿泊需要への対応を両立させていくためには、地域の実情に応じた規制手法を拡充するとともに、実効性のある対策を講ずることが不可欠です。

については、国の責任において早急に住宅宿泊事業制度を見直し、法改正を含め

必要な措置を講ずるよう、下記事項について要望します。

記

- 1 法第 18 条に基づく条例による住宅宿泊事業の実施制限については、区域と期間以外の事項についても、自治体が地域の実情に応じて柔軟に定めることができる規定を明文化すること。
- 2 住宅宿泊事業の届出制度について、更新制を伴う許可制度に改めること。また、住宅宿泊事業者は、国内に住所を有する者に限定すること。
- 3 住宅宿泊管理業者の登録要件を再度厳格化し、適正な管理を行うよう指導監督を徹底するとともに、管理業務の再委託を禁止すること。
- 4 住宅宿泊仲介業者への指導監督を徹底するとともに、違法物件を掲載した住宅宿泊仲介業者に対しては法に基づく行政処分を厳格に適用すること。
- 5 旅館業法第 7 条の 2 第 3 項の規定による業務停止命令を受けた者を、同法第 3 条第 2 項及び住宅宿泊事業法第 4 条の欠格事由に追加すること。また、住宅宿泊事業法第 16 条第 2 項の規定による廃止命令を受けた者を、旅館業法第 3 条第 2 項の欠格事由に追加すること。

令和 8 年 6 月 1 8 日

千代田区長 樋口 高顕	中央区長 山本 泰人
港区長 清家 愛	新宿区長 吉住 健一
文京区長 成澤 廣修	台東区長 服部 征夫
墨田区長 山本 亨	江東区長 大久保 朋果
品川区長 森澤 恭子	目黒区長 青木 英二

大田区長	鈴木	晶雅	渋谷区長	長谷部	健
中野区長	酒井	直人	豊島区長	高際	みゆき
北区長	山田	加奈子	荒川区長	滝口	学
板橋区長	坂本	健	練馬区長	吉田	健一
足立区長	近藤	やよい	葛飾区長	青木	克徳
江戸川区長	斉藤	猛			